

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第 1 0 条の 2 第 1 項
処 分 の 概 要：特例風俗営業者の認定
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第 1 0 条の 2 第 2 項（認定申請の手續） 風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第 5 条（特例風俗営業者の認定申請書の添付書類） 風俗営業等適正化法施行規則第 2 5 条（認定の基準）、第 2 6 条（特例風俗営業者の認定申請の手續）
審 査 基 準： 風俗営業等適正化法第 1 0 条の 2 第 1 項第 2 号 「受けるべき事由が現に」ある場合とは、いまだ処分するには至っていないものの、処分をするに足りる事由を当該公安委員会が認知していることをいい、例えば、処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手續の前又はその途中で認定の申請がなされた場合等が当たる。
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考： 法令の定め解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（平成 2 2 年 7 月 9 日 警察庁生活安全局）第 1 5 を参照すること。